

○東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例

昭和53年12月23日

条例第41号

改正 昭和55年6月30日条例第23号

平成元年6月30日条例第30号

平成2年3月20日条例第13号

平成3年3月28日条例第16号

平成3年12月27日条例第39号

平成4年12月24日条例第36号

平成6年6月27日条例第19号

平成9年3月31日条例第26号

平成10年12月24日条例第65号

平成12年6月29日条例第50号

平成14年6月27日条例第43号

平成17年6月30日条例第20号

平成19年12月21日条例第33号

平成20年6月27日条例第24号

平成23年3月30日条例第14号

平成25年12月26日条例第39号

平成26年9月30日条例第33号

平成28年12月27日条例第49号

令和元年6月28日条例第9号

令和元年12月24日条例第65号

令和2年12月24日条例第34号

東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、東海市立運動公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び区域等)

第2条 スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るため、東海市立運動公園(以下「運動公園」という。)を設置する。

2 運動公園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------|-----------------|
| 東海市立加木屋運動公園 | 東海市加木屋町西御嶽3番地の2 |
| 東海市立元浜スポーツ広場 | 東海市元浜町5番地の1 |
| 東海市立荒尾スポーツ広場 | 東海市荒尾町大狭間2番地の1 |

3 運動公園の区域及び面積は、別に教育委員会が告示する。その区域を変更したときも同様とする。

(運動施設の利用日及び利用時間)

第3条 運動公園の施設のうち、別表第1に掲げる施設(以下「運動施設」という。)の利用日及び利用時間は、同表に定めるとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

(利用者の範囲)

第4条 運動施設を利用することができる者は、東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町又は武豊町の区域内に在住し、在勤し、又は在学している者とする。

(利用の許可)

第5条 運動施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、運動施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前2号のほか、運動施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第7条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、運動施設の利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(行為の制限)

第9条 運動公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 展示会、集会その他これらに類する催しのために運動公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項各号に掲げる行為が営利を目的とするものである場合は、許可することができない。

3 第5条第2項及び第6条から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

(行為の禁止)

第10条 運動公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 運動公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所に自動車等を持ち入れ、又は駐車すること。
- (7) その他運動公園の管理上支障となる行為をすること。

(使用料)

第11条 運動施設のうち、別表第2に掲げる運動施設を利用しようとする者は、同表に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。
- (3) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。
- (4) 市内に在住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項若しくは第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者又は愛知県知事から療育手帳の交付を受けている者が、自立のための訓練を目的として元浜パターゴルフ場を利用するとき。
- (5) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第4号までに該当する場合にあつては使用料の全額とし、同項第5号に該当する場合にあつてはその都度市長が定める額とする。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者及び第9条第1項の規定により許可を受けた者が故意又は過失によつて施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、運動公園の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1） 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

（2） 施設及び設備の維持管理に関すること。

（3） スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るための事業の計画及び実施に関すること。

（4） その他運動公園の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに教育委員会の指示に従つて、運動公園の管理を行わなければならない。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条、第5条、第6条、第8条及び第9条第1項の規定の適用については、第3条中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第5条、第6条、第8条及び第9条第1項中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第16条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に運動施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、第11条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。

4 第11条から第13条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として收受させる利用料金について準用する。この場合において、第11条中「同表に定める額の使用料」とあるのは「第16条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2

項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第23号)

この条例は、昭和55年7月20日から施行する。

附 則 (平成元年条例第30号)

- 1 この条例中、第1条及び次項の規定は平成元年7月1日から、第2条及び附則第3項の規定は市長が定める日から施行する。

(平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行)

- 2 第1条の規定による改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成2年条例第13号)

この条例は、平成2年4月9日から施行する。

附 則 (平成3年条例第16号)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第9条に1項を加える改正規定及び次項の規定 平成3年4月1日

(2) 第1条（前号に規定する規定を除く。以下同じ。）の規定 平成3年8月1日

(3) 第2条の規定 市長が定める日

(平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行)

- 2 第1条の規定による改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第9条第1項に規定する加木屋庭球場夜間照明設備の使用料については、平成3年8月1日前においても当該加木屋庭球場夜間照明設備を使用しようとする者から徴収することができる。

附 則 (平成3年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、平成4年2月1日から施行する。

附 則 (平成4年条例第36号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第19号)

この条例は、平成6年7月20日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第26号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可(施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。)の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の第9条第2項に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則 (平成10年条例第65号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可(施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。)の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第50号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第4条の改正規定並びに第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第43号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第3条の規定により新たに運動公園の施設のうち教育委員会が定めるものを使用することができることとなる者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても施行日以後の使用に係る使用の許可を受けることができる。
- 3 前項の規定により使用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る使用料を徴収することができる。

附 則（平成17年条例第20号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る使用の許可は、改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第5条第1項（第15条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により受けた利用の許可とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成19年条例第33号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の利用に係る東海市立新宝緑地運動公園の新宝多目的グラウンドの利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成20年条例第24号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例第16条の規定により新たに利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合における同条第2項及び第3項の手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成23年条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第39号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の自動販売機の設置に係る使用料について適用し、同日前の自動販売機の設置に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年条例第33号）

- 1 この条例は、平成26年11月16日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例別表第1に定める荒尾グラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、この条例の施行の日前においても同日以後の利用に係る利用の許可を受けることができる。

附 則（平成28年条例第49号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2（同表備考第2号を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する運動施設の利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した運動施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2備考第2号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適

用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の東海市立運動公園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 施行日以後に元浜サッカー場を午前7時から午前9時まで又は午後4時から午後9時までの時間において利用しようとする者は、施行日前においても当該利用に係る許可を受けることができる。
- 4 施行日前に施行日以後の元浜サッカー場の利用に係る許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第2に定める額の使用料を徴収することができる。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（令和2年条例第34号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 運動施設の名称 | 利用日 | 利用時間 | |
|---------------------------------|----------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 加木屋球場 元浜港ゲートボール場 元浜テニスコート | 1月4日から12月28日まで | 1月4日から4月30日まで及び11月1日から12月28日まで | 午前7時から午後5時まで |
| 荒尾グラウンド・ゴルフ場 | | 5月1日から10月31日まで | 午前7時から午後7時（加木屋球場については、午後9時）まで |

| | | | |
|-----------|----------------|--------------------------------|--------------|
| 加木屋テニスコート | 1月4日から12月28日まで | 1月4日から2月末日まで | 午前7時から午後5時まで |
| | | 3月1日から12月28日まで | 午前7時から午後9時まで |
| 元浜パターゴルフ場 | 1月4日から12月28日まで | 1月4日から3月31日まで及び10月1日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで |
| | | 4月1日から9月30日まで | 午前9時から午後6時まで |
| 元浜サッカー場 | 1月4日から12月28日まで | 午前7時から午後9時まで | |

備考 加木屋球場夜間照明施設の利用日は5月1日から10月31日までとし、加木屋テニスコート夜間照明施設の利用日は3月1日から12月28日までとする。

別表第2（第11条関係）

| 運動公園の名称 | 施設名 | 単位 | 使用料（円） |
|--------------|-----------------|-------------|--------|
| 東海市立加木屋運動公園 | 加木屋球場 | 2時間につき | 1,480 |
| | 加木屋球場夜間照明施設 | 最初の1時間 | 4,590 |
| | | 以後30分までごとに | 2,290 |
| | 加木屋テニスコート | 1コート2時間につき | 420 |
| | 加木屋テニスコート夜間照明施設 | 1コート1時間につき | 130 |
| 東海市立元浜スポーツ広場 | 元浜テニスコート | 1コート2時間につき | 420 |
| | 元浜サッカー場 | 2時間につき | 4,420 |
| | 元浜サッカー場夜間照明施設 | 最初の1時間 | 2,540 |
| | | 以後30分までごとに | 1,270 |
| | 元浜パターゴルフ場 | 大人1人1回 | 200 |
| | | 中学生以下の者1人1回 | 100 |

備考

- 1 利用時間がこの表に定める単位未満のとき又はその時間に単位未満の端数があるときは、1単位として計算するものとする。
- 2 自動販売機を設置する場合は、販売額に100分の11を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。